

2022年11月2日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

日本株主還元株ファンド・ヘッジ型 繰上償還（信託終了）（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「日本株主還元株ファンド・ヘッジ型」につきまして、受益者の皆さまのご意向を確認したうえで繰上償還（信託終了）を行うため、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、書面による決議を実施することをお知らせします。

つきましては、本書面、「繰上償還に関する書面決議参考書類」および「議決権行使書面」をお読みいただき、繰上償還に関する決議に対する賛否（必要事項をご記入いただいた「議決権行使書面」）を弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対してご同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

① 繰上償還（信託終了）の理由

信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返すことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還の実施をご提案するものです。

ご参考（2022年9月30日現在）左記期日付で更新予定

純資産総額 約 1.6 億円、基準価額 10,444 円（1万口当たり）、設定来累計分配金 0 円（1万口当たり、税引前）

② 繰上償還（信託終了）の予定日

2022年12月16日

<目次>

1. お手続きについて	2 ページ	をご参照ください
2. ご留意いただきたい事項	3 ページ	をご参照ください
3. 繰上償還（信託終了）の決定方法	4 ページ	をご参照ください
4. 今後のスケジュール	5 ページ	をご参照ください
5. お問い合わせ先	5 ページ	をご参照ください
6. よくあるご質問	6 ページ	をご参照ください



1. お手続きについて

- 繰上償還（信託終了）は、皆さまの賛成または反対の意思表示をもって決定されます。
- 議決権を行使される場合は、「議決権行使書面」の「繰上償還に対する賛否」の欄の賛成または反対のいずれかを○で囲んだうえ、同封の返信用封筒で弊社にご郵送ください。
- 別に販売会社から同封をお願いする書面がある場合、当該書面も必ず同封してお送りください。
- なお、返信用封筒をご使用にならない場合には、以下の宛先にご郵送ください。

〒105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
商品管理部 宛

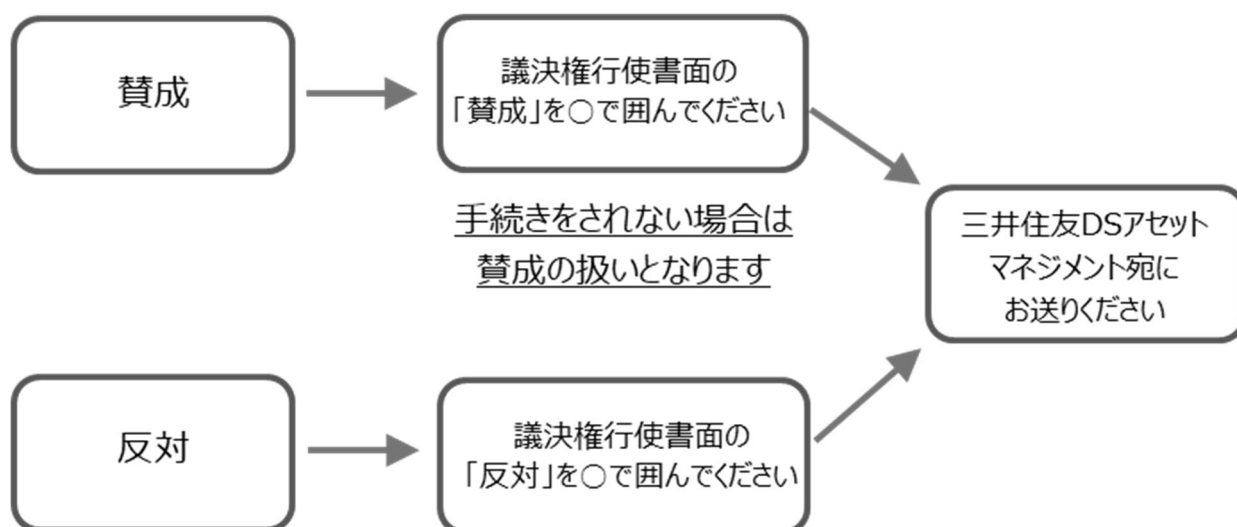
（ご記入にあたっては、次ページ「2. ご留意いただきたい事項」をご参照ください）

- 議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」を郵送されない場合）は、賛成として取り扱わせていただきます。

※同封の返信用封筒は、別の郵便番号となっています。

- 「議決権行使書面」は**2022年12月1日までに弊社に到着した分までを有効**とさせていただきます。

そのため、賛成される場合は、特に必要な手続きはありません。

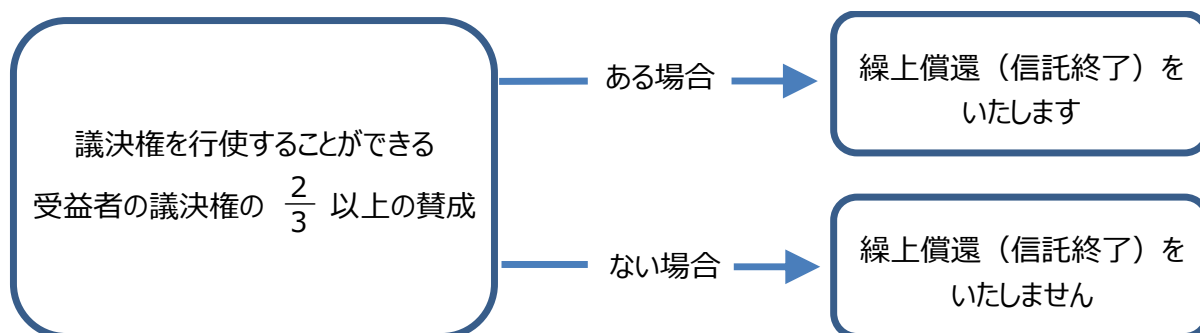


2. ご留意いただきたい事項

- ご郵送いただいた「議決権行使書面」の賛成または反対の欄のどちらにも賛否の記載がない場合の取扱い
繰上償還について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権の行使の内容が異なる場合の取扱い
同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、その内容が異なるときは、当該受益者の方のすべての議決権を無効（集計の際に除外）として取り扱わせていただきます。
- 議決権を行使されない場合の取扱い
本書面を受けられた受益者の方が議決権を行使されないときは、信託約款の規定に基づき、当該受益者の方は繰上償還（信託終了）について賛成されるものとして取り扱わせていただきます。
したがって、賛成いただける場合は、「議決権行使書面」を弊社にご郵送いただく必要はございません。
- 賛否両方に○をするなど賛否が不明確な場合（全く記載がない場合を除きます。）や受益者の氏名または議決権の数が不明である等の不備がある場合の取扱い
議決権の行使として認められないことがあります。その場合、当該議決権は無効（集計の際に除外）として取り扱わせていただきます。
- 個人情報取得の目的等
「議決権行使書面」にて知りえた受益者の皆さまの個人情報は、書面決議に関する事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的では使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で販売会社と共有いたしますので、ご了承ください。
- その他
以下の事項につきましては、同封の「繰上償還に関する書面決議参考書類」をご参照ください。
 - ① 直前に作成された財産状況開示資料の内容※以下の②～④に該当する条件・事実はありません。
 - ② 繰上償還の中止に関する条件
 - ③ 受益者の不利益となる事実
 - ④ 上記①の財産状況開示資料の作成後に生じた投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象

3. 繰上償還（信託終了）の決定方法

- 2022年12月2日に、皆さまから送付いただいた「議決権行使書面」を基に賛成・反対の口数を集計し、繰上償還（信託終了）を実施するか否かを決定します。
- 2022年11月1日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成（行使されなかった分を含みます）をもって可決します。その場合、2022年12月16日に繰上償還（信託終了）をいたします。
- 賛成（行使されなかった分を含みます）が2022年11月1日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2未満の場合、繰上償還（信託終了）をいたしません。
- 繰上償還（信託終了）の実施が決定された場合または不成立となった場合のいずれの場合でも、2022年12月2日に弊社ホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に結果を掲載します。
また、次ページ「5. お問い合わせ先」に記載の弊社コールセンターにおいてもご確認いただけます。



4. 今後のスケジュール

①	受益者の確定日	2022年11月1日 (この日時点において保有されている受益権口数に応じて議決権が付与されます)
②	「議決権行使書面」受付期限	2022年12月1日まで
③	書面による決議の日 (繰上償還(信託終了)の可否決定日)	2022年12月2日

<以降は繰上償還(信託終了)が決定された場合>

④	申込(購入・換金)受付最終日	2022年12月15日 (販売会社によっては、申込受付最終日より前に購入受付を中止する場合があります)
⑤	償還日(信託終了日)	2022年12月16日

5. お問い合わせ先

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまのお取引情報につきましては、運用会社である弊社(三井住友DSアセットマネジメント株式会社)では保有しておりません。売買に関するご相談、口座の残高等のお取引情報に関しましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。

6. よくあるご質問

Q1. 何か手続きが必要ですか？

A1. 当ファンドの繰上償還（信託終了）について賛否の意思表示を行うために議決権を行使される場合は、「議決権行使書面」の「繰上償還に対する賛否」の欄の賛成または反対のいずれかを○で囲んだうえ、同封の返信用封筒で弊社宛てにご郵送ください。

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対してご同意いただける場合は、特に必要な手続きはありません。

Q2. 購入時の基準価額で引き取ってもらえますか？

A2. これまでの運用の結果として生じた利益および損失は受益者の皆さまに帰属いたします。そのため、購入時の基準価額で引き取ることは行っておりません。

Q3. 「書面による決議」とは何ですか？

A3. 書面による決議とは、受益者の皆さまに繰上償還（信託終了）の賛否を問うために行われるものです。議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成（行使されなかった分を含みます）をもって可決されます。賛成が上記の議決権の3分の2未満の場合、当ファンドは繰上償還（信託終了）いたしません。

Q4. 償還までに換金することは可能ですか？

A4. 繰上償還（信託終了）の決議に反対されたか否かにかかわらず、販売会社において、これまで通りご換金いただけます。繰上償還（信託終了）を実施することとなった場合、換金受付の最終日は2022年12月15日です。

なお、繰上償還（信託終了）までファンドを保有いただく場合には、換金の手続きは不要です。

Q5. 繰上償還（信託終了）の実施が決定された際の換金方法を教えてください。

A5. これまで通り販売会社にお申し込みください。

（当ファンドは、毎日、基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、繰上償還（信託終了）に反対された受益者の方の受託会社に対する買取請求の適用はございません）

Q6. 繰上償還（信託終了）の実施が決定された場合、ファンドの運用はどうなりますか？

A6. 繰上償還（信託終了）の実施が決定した場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しません。

Q7. 換金せずに償還日を迎えた場合、どうなりますか？

A7. ご換金されずに償還日を迎えた場合、受益者の皆さまの保有口数に償還日の基準価額を乗じた金額を償還金としてお支払いいたします。

なお、信託財産留保額については、償還の際にはかかりません。

Q8. 償還金はいつから受け取れますか？

A8. 償還金のお支払いは、販売会社より、原則として償還日から起算して5営業日目までに行われます。

販売会社によってお支払日は異なりますので、お支払日や受益者の皆さまの口座に関する詳細な情報につきましては当ファンドを購入された販売会社にてご確認ください。